

さいたま市水道局建設工事に係る入札金額見積内訳書の取扱いについて

建設工事の入札において、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を必要とする入札に、内訳書が提出されない場合又は内訳書に不備がある場合について、以下の取扱いを行う。

1 内訳書が提出されない場合

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得第16条第1項第12号の規定により、その者の入札を無効とする。

2 内訳書に不備がある場合

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得第16条第1項第17号の規定により、当該内訳書を提出した者の入札を原則無効とする。

不備がある場合とは、次に該当する場合とする。

- (1) 入札金額のみで内訳の記載がない場合
- (2) 直接工事費計 a、共通仮設費計 b、現場管理費計 c 及び一般管理費等 d の金額欄の全部又はいずれかに記載がない場合
- (3) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (4) 内訳書の工事費計と入札金額が一致しない場合
- (5) 工事名、工事場所、業者名及び代表者名の欄の全部又はいずれかに記載がない場合
- (6) 工事名、工事場所及びその他記載事項から、他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (7) 内訳書の記載事項から、当該内訳書が入札書を提出したものと異なる者の内訳書であると発注者が判断した場合
- (8) その他、内訳書に不備があると発注者が判断した場合

3 その他

この取扱いは、令和4年1月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用する。